

災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和措置について

現場代理人については、工事現場に常駐が義務付けられているところですが、今後災害復旧工事を短期間に相当量発注する見込みであることから、下記条件に該当する工事に限り、臨時的措置として現場代理人の兼任を認める運用を実施します。

記

1 対象工事

次に掲げる条件を全て満たす場合は、工事の受注者（以下、「受注者」という。）は、合計で3件の工事まで（災害復旧工事以外の工事は1件まで含むことができるものとする。）現場代理人を兼任することができるものとします。また、町長が特に必要であると認める災害に係る災害復旧工事については、前述の合計件数は5件まで（災害復旧工事以外の工事は1件まで含むことができるものとする。）とします。ただし、安全管理上の理由、工事の難易度および施工内容等により、工事の監督する執行機関が適当でないと認めるときは、兼任を認めないものとします。

- (1) 玖珠町が発注する工事であること。
- (2) 現場代理人が兼任する各工事の請負金額が4,500万円未満（消費税を含む。）であること。
- (3) 当該現場代理人が、当該工事以外の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

2 手続き

現場代理人を兼任させようとする場合は、工事発注担当課に次の書類を提出してください。

- ・「現場代理人兼任届」（様式第1号）
- ・兼任させようとする他方の工事の位置図及び工程表

また、現場代理人兼任状況に変更があった場合、又は兼任を解く場合は、工事発注担当課に次の書類を提出してください。

- ・「現場代理人兼任解除届」（様式第2号）

3 適用期間

平成29年10月1日以降に指名通知を行う工事に適用します。

※ただし、これ以前に契約を締結し施工中の工事についても、現場代理人兼任届出書を提出することにより兼任を認めます。

4 変更契約により対象工事の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼任している工事が、変更契約により請負金額が4,500万円以上となり兼任対象工事の条件を満たさなくなった場合は、新たに専任の現場代理人を配置する必要があります。

5 施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守してください。

- (1) 現場代理人は、常に工事担当課監督員と連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取り締まりを徹底すること。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図ると共に、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

6 兼任の取り消し

「現場代理人兼任届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければなりません。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼任を継続することが不相当と認められる場合。
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼任を行った場合。

7 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼任配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。
- (2) 受注者は、兼任配置の工事において、工期内の履行を徹底すること。

この内容は、玖珠町のホームページにも掲載しています。様式についても玖珠町ホームページからダウンロードできますので、利用してください。

[玖珠町ホームページ](#) → [しごと・産業](#) → [入札・契約](#) → [制度改正について](#)